

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月十三日
参議院総務委員会

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、国と民間企業との間の人事交流制度の目的が、行政課題に柔軟・的確に対応できる人材の育成及び行政運営の活性化であることを踏まえ、その実施状況を十分に把握し、政策評価を積極的に行うこと。
- 二、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、国と民間企業との間の人事交流の促進が、公正な公務運営に疑念を招くことのないよう十分に配慮すること。

右決議する。